

(以下逆綴じ)

児童福祉法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました「児童福祉法の一部を改正する法律案」につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

都市化の進行や家族形態の変容など児童を取り巻く環境が大きく変化している中で、近年、子育て不安の増大や児童虐待に関する相談件数の急増、認可外保育施設における乳幼児の死亡事故の発生などが大きな問題となっているところがあります。こうした状況を踏まえ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設等に対する監督の強化、保育士の名称独占資格化、児童委員活動の活性化を図る等の措置を講ずることとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきましてご説明申し上げます。

第一に、認可外保育施設等に対する監督の強化であります。近年、認可外保育施設において発生した悲惨な事故等に対応するため、認可外保育施設について、都道府県知事への事業開始の届出制を創設するほか、事業者による契約時の書面交付、都道府県知事への運営状況の報告等を義務付けるとともに、報告等により都道府県知事が得た情報を公表することにより、利用者が施設やサービスの選択を行うための情報提供を推

進していくこととします。また、認可外保育施設等について、従来から規定されている都道府県知事による事業停止等の命令権限に加えて、改善勧告及びこれに従わない場合の公表等を規定し、認可外保育施設等に対する監督を強化することとしております。

また、認可保育所について、保育需要が増大している市町村は、公有財産の貸付け等の措置を積極的に講ずることにより社会福祉法人その他の多様な事業者を活用した保育所の設置運営を促進し、保育サービスの供給を効率的かつ計画的に増加させる旨規定することとしております。

第二に保育士の名称独占資格化であります。保育士とは、都道府県知事の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいうものとし、保育士でないものが保育士を称することを禁止するとともに、守秘義務や信用失墜行為の禁止について規定を設け、保育士の資質の向上を図ることとしております。併せて、都道府県知事による試験・登録の実施等に関する規定を設けるなど、必要な規定の整備を図ることとしております。

第三に、児童委員活動の活性化であります。児童委員の職務を明確化し、また、主任児童委員を法定化して、厚生労働大臣が指名すること等とともに、児童委員の研修についての都道府県知事の責務を定め、

児童委員の資質の向上を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

児童福祉法の一部を改正する法律要綱

第一 改正の趣旨

都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができるような環境を整備するため、児童委員の職務の明確化及びその資質の向上等を図るとともに、認可外保育施設が提供するサービスに関する情報の公開、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、保育士資格の法定化、認可保育所整備促進のための公設民営方式の推進等の措置を講ずるものとする。

第二 児童委員の職務の明確化等

一 児童委員の職務の明確化

児童委員は、次に掲げる職務を行うものとする。 (第十二条の二第一項関係)

1 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

2 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

3 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

4 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

5 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

二 主任児童委員の法定化

1 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名すること。(第十二条第三

項関係)

2 1の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によって行うものとする。(第十二条第四項

関係)

3 主任児童委員は、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うものとする。(第十二条の二第二項関

係)

三 児童委員の研修

都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、児童委員の研修に関して計画を作成し、これを実施しなければならないものとする。 (第十三条の二関係)

第三 認可外児童福祉施設に対する監督の強化等

一 認可外保育施設についての届出

1 保育所と同様の業務を目的とする施設（少数の乳幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて都道府県知事から認可を受けていないもの（以下「認可外保育施設」という。）については、設置者は、事業開始日から一月以内に、施設名その他の事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。 (第五十九条の二第一項関係)

2 認可外保育施設の設置者は、届出事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。事業を休廃止したときも同様とするものとする。 (第五十九条の二第二項関係)

二 認可外保育施設が提供するサービスに関する情報の公開

1 認可外保育施設の設置者は、設置者の氏名その他の事項を掲示しなければならないものとする。

(第五十九条の二の二関係)

2 認可外保育施設の設置者は、サービスの利用に係る契約が成立したときは、利用者に対し、設置者の氏名その他の事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。 (第五十九条の二の四関係)

3 認可外保育施設の設置者は、毎年、当該施設の運営状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事は、毎年、当該運営状況その他児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、公表するものとする。 (第五十九条の二の五関係)

三 認可外児童福祉施設に対する監督の強化

1 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、児童福祉施設と同様の業務を目的とする施設であつて都道府県知事から認可を受けていないもの(以下「認可外児童福祉施設」という。)の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告することができるものとし、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。 (第五十九条第三項及び第四項関係)

2 都道府県知事は、保育士が四1（信用失墜行為の禁止）又は2（守秘義務）に違反したときは、その登録を取り消すこと等ができるものとする。 （第十八条の十九第二項関係）

四 名称独占等

1 保育士は、保育士の信用を傷つけるような行為をしてはならないものとする。 （第十八条の二十一関係）

2 保育士は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとする。 （第十八条の二十二関係）

3 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。 （第十八条の二十三関係）

4 保育所に勤務する保育士は、乳幼児に関する相談に応じ、助言を行うための知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとする。 （第四十八条の二第二項関係）

第五 保育の実施に係る供給の増大

一 保育需要が増大している市町村は、公有財産の貸付けその他の措置を積極的に講ずることにより、社

会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。 (第五十六条の七第一項関係)

二 国及び都道府県は、一の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。 (第五十六条の七

第二項関係)

第六 罰則の整備

一 保育士が守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第六十条の二関係)

二 保育士でない者が保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第六十一条の二第二号関係)

三 認可外保育施設についての届出を怠った者は、五十万円以下の過料に処するものとする。 (第十二条の二関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、次に定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

- 1 認可保育所整備促進のための公設民営方式の推進に関する規定 公布の日
- 2 児童委員に関する規定 平成十三年十二月一日
- 3 認可外保育施設及び認可外児童福祉施設に関する規定 公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 4 保育士資格の法定化に関する規定 公布の日から二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 経過措置

- 1 従前の保育士試験の合格者等については、保育士資格の法定化に関する規定の施行の日以後も保育士登録ができるものとする。 (附則第四条関係)
- 2 従前の保育士試験の合格者等であつて、保育士登録を受けていない者については、第四の四三は、保育士資格の法定化に関する規定の施行の日以後三年間は、適用しないものとする。 (附則第五条関係)
- 3 児童委員に関する規定の施行の日前に民生委員法第五条の規定により都道府県知事及び民生委員推

薦会が行った推薦において、主任児童委員が明示されている場合には、これにより主任児童委員を指名できるものとする。 (附則第九条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。